

一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 本会は、兵庫県中小企業診断士協会員相互の連携を緊密にし、会員の資質の向上に努めるとともに、中小企業診断制度の普及と推進を図り、もって中小企業の振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携を図るための指導及び連絡
- (2) 会員の資質の向上を図るための研修会及び研究会に関する事業
- (3) 中小企業の経営の診断及び経営に対する助言（以下「経営診断」という）に関する調査研究及び関係機関への提言
- (4) 中小企業の経営支援のための情報の収集及び提供
- (5) 中小企業の経営支援のためのシンポジウム及びセミナーの開催
- (6) 中小企業の経営診断及び経営支援
- (7) 中小企業の経営相談業務
- (8) 官公庁、その他関係団体及び諸機関との協力並びに提携
- (9) 海外関係機関との情報交換及び国際協力
- (10) 会員の経営診断事業等の斡旋
- (11) 会員の経営診断業務の円滑公正化の推進
- (12) 中小企業診断士制度の維持、発展に関する業務
- (13) 社団法人中小企業診断協会から委託を受けて行う事業
- (14) 会報の発行に関する事業
- (15) 会員の福利厚生に関する事業
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 中小企業支援法により中小企業診断士として登録を受け、かつ本会の目的に賛同し、事業に協力、参加する者

(2) 準会員

- イ 中小企業支援法第 12 条に定める試験（第 2 次試験）に合格した者
- ロ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第 1 条第 2 号イで定める実務補習を修了した者
- ハ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第 2 条第 1 号に定める養成課程又は登録養成課程を修了した者
- ニ その他本会会員規程において別途定める者

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人

- 2 正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び準会員は、社員総会において別に定める会費規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 中小企業診断士の資格を有する会員が、中小企業診断士の資格を喪失したときは、賛助会員となる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 18 条第 2 項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の諸規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後も理由なく 2 カ月以上経過しても納入しないとき。
- (2) 前年度の会費が納入されていないとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 個人会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(5) 個人会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(6) 法人会員が解散し又は破産したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 事業計画書及び収支予算書の承認

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 役員の報酬の額及び役員の選任規程

(5) 理事並びに監事の選任及び解任

(6) 定款の変更

(7) 会員の除名

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会長に対し、会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

3 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、会長は同項の書面による通知を発したものとみなす。

(出席資格)

第16条 正会員のほか、理事会が必要と認めた者は社員総会に出席することができる。

- 2 準会員および賛助会員は社員総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、社員総会に出席して意見を述べようとするものは、あらかじめ会長にその旨を通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第14条第3項の規定に基づく請求により臨時社員総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際し、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により又は電磁的方法により又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上25名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事（会長）、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事は第54条に規定する委員会のいずれかに所属しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、特別な場合においては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、別途理事会において定めるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 本会は、役員 of 法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置き、理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 諸規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第29条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年6回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事、又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録及び議事録署名人)

第39条 議長は、理事会の議事録署名人2名を出席理事の中から指定する。

- 2 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した監事及びその会議において指定された議事録署名人2人が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規程)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を得た後、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第47条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して経理するものとする。

(収支差額の処分)

第48条 本会の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立

て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第49条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、借入れ額をその事業年度の収入額以内とし、理事会において定数の3分の2以上の決議により承認を得るものとする。

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(剰余金の分配)

第52条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属等)

第53条 本会が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の目的を有する他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会、事務局、公告の方法

(委員会)

第54条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設ける。

2 委員会の委員は、理事及び会員をもって構成する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局の設置等)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要に応じ所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(公告)

第56条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(特別の利益の禁止)

第59条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第60条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(新定款の施行期日)

第61条 この新定款は、役員・理事会の変更につき作成したものであって、役員・理事変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

これは、本会の定款に相違ありません。

一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会

代表理事氏名 塔筋 幸造

附 則

この定款は、令和8年6月1日から適用する。